

<全国障害者スポーツ大会に係る選手選考及び派遣について>

- (1) 令和7年4月1日現在で13歳以上の者とする。
- (2) 身体部門で身体障害者手帳未取得者は、全国障害者スポーツ大会の派遣選手の対象とはならない。「ぼうこう又は直腸機能障害」以外の内部障害が主障害の者（以下「その他の内部障害」）は、全国障害者スポーツ大会の派遣選手の対象とはならない。
- (3) 知的部門で療育手帳未取得者は、児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し、医師の診断書、在籍または卒業（退所）先の所属長による「取得の対象に準ずる障害」の証明書のいずれかの提出が必要となる。
- (4) 精神部門で精神障害者保健福祉手帳未取得者については、自立支援医療（精神通院）受給者証取得者のみ対象とする。
- (5) 全国障害者スポーツ大会申込時に都内に現住所（住民票のある地）を有する者とする。但し、都内に所在する学校や障害者支援施設に通学並びに入所、通所している者は参加できるものとする。
- (6) 個人競技の派遣候補選手は、第26回東京都障害者スポーツ大会個人競技申し込みの全国大会参加希望欄で「あり」を選択した者より選考する。申込書に記載が無い場合は、「なし」と判断する。
- (7) 派遣候補選手は、原則、練習会及び大会派遣期間の全日程参加できる者を選考する。
※派遣場所、日程などを考慮し、派遣期間に堪え得る体力や健康を有し、東京都選手団の一員として練習会・結団式・本大会派遣期間等において、集団生活や行動に適應できる者とする。
- (8) 派遣候補の個人競技の選手は、6月第2週目までに個別で候補選手面談をおこなう（予定）。候補に選ばれた際には、電話等で連絡をおこなう。
- (9) 派遣選手は、当協会が設置する選考委員会で選考する。なお、選考方法等については、「選考規程」による。個人競技については、前年度選考され全国大会に申込みをした者は、競技を問わず選考の対象とならない。また、団体競技については、本大会を選考大会のひとつとする。
- (10) 今年度の全国障害者スポーツ大会は、令和7年10月25日（土）～27日（月）に滋賀県で開催される。東京都選手団は、令和7年10月23日（木）～10月28日（火）（予定）で派遣する。
- (11) 全国障害者スポーツ大会の広報のため、障害区分（重複障害含む。）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真および競技記録等について、主催者または派遣元（東京都及び東京都障害者スポーツ協会）が広報媒体への掲載を行う場合がある。